

● 空家等対策計画、全市区町村の約半数が策定：国交省

国土交通省と総務省は12月25日、空家法の施行状況等に関する地方公共団体を対象としたアンケート調査結果（2018年10月1日時点）を発表した。

空家法第6条に基づく空家等対策計画の策定状況は、全市区町村の約半数（49%）で策定されており、2018年度末には6割を超える見込みとした。都道府県別にみると、昨年度末時点で策定率100%となっている高知県の他、富山県、広島県の順に策定済市町村の割合が高くなっている。また、2018年度末には、愛媛県、大分県でも全市町村が策定する見込み。

空家法第14条に基づく特定空家等に対する措置実績では、周辺的生活環境等に悪影響を及ぼす「特定空家等」について、2018年10月1日までに市区町村長が助言・指導13,084件を行ったものうち、勧告を行ったものは708件、命令を行ったものは88件、代執行を行ったものは29件。また、略式代執行を行ったものは89件だった。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 次世代住宅ポイント概要発表：国交省

国土交通省は12月21日、消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援する「次世代住宅ポイント制度」を創設することを発表した。2019年10月1日以降の住宅購入等について、メリットが出るよう施策を準備するという政府の方針に沿って、同日に閣議決定された2019年度当初予算案に盛り込まれた。

一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を有する住宅や家事負担軽減に資する住宅の新築やリフォームを行う場合を対象に、様々な商品等と交換可能なポイントを付与する。新築は最大35万円相当、リフォームは最大30万円相当のポイントを付与するほか、若者・子育て世帯がリフォームを行う場合等にはポイントの特例を設ける。消費税率10%が適用される住宅の取得等で、2020年3月31日までの間に契約の締結等をした場合を対象とする。

[報道発表資料：国交省](#)

● 住宅ローン減税の控除期間を3年延長 - 消費増税対策：国交省

政府は12月14日、2019年度与党税制改正大綱において、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に入居した場合を対象に、住宅ローン減税の控除期間を3年間延長（10年→13年）することとした（建物購入価格の消費税2%分の範囲で減税）。

適用年の11年目から13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額。

- ・住宅借入金等の年末残高(4,000万円*を限度)×1%
- ・建物購入価格(4,000万円*を限度)× $\frac{2}{3}$ % (2%÷3年)

※長期優良住宅や低炭素住宅の場合：借入金年末残高の上限：5,000万円、建物購入価格の上限：5,000万円

なお、すまい給付金の対象となる所得階層の拡充、給付額の引き上げ（最大30万円→50万円）、および贈与税の非課税枠の拡充（最大1,200万円→最大3,000万円）が行われることが既に決定さ

れている。

今回の税制措置は、今後の国会で関連税制法案が成立することが前提となる。

[報道発表資料：国交省](#)